

総務省行政相談センター

まぐみみ兵庫

新型コロナウイルス感染症 に関する相談窓口等情報 (ガイドブック)

このガイドブックは、新型コロナウイルス感染症に関して、兵庫行政評価事務所が関係機関のウェブサイトを確認し、取りまとめた相談窓口に関する情報です。

新型コロナウイルス感染症に関して、「どこに相談したらよいか分からない」といった困りごとを抱えておられる場合などにご活用ください。

また、兵庫行政評価事務所では、電話等により、行政全般に関する様々な相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

(注) 一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、当事務所の直通電話番号 078-321-1100 までご連絡ください。

- **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- **FAX**による相談受付

078-333-7919



まぐみみ兵庫



総務省行政相談センター

総務省 兵庫行政評価事務所

〒650-0024

神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎2階

電話：078-331-9096

FAX：078-333-7919

ご注意

このガイドブックに掲載している情報は、令和4年11月10日時点の情報で作成しております。情報は、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、兵庫行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「**【新型コロナウイルス感染症に関する情報】**」に掲載しております。

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/hyogo.html>

状況が時々刻々と変化することに伴い、情報も変化しているため、古い情報が掲載されている場合があること、全ての情報を掲載しているものでないことにご留意ください。

また、首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」にも、支援策等についての情報がございます。併せてご参照ください。

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



健康のこと

- 感染が疑われる場合の相談窓口 (P. 1)
- 新型コロナワクチンに関する相談窓口 (P. 3)



お金のこと

- 生活福祉資金貸付制度 (P. 4)
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (P. 4)
- 住居確保給付金 (P. 5)



事業者・労働者の方へ

- 事業再構築補助金 (P. 7)
- 雇用調整助成金 (P. 7)
- 小学校休業等対応助成金・支援金 (P. 8)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (P. 10)
- 資金繰り等に関する相談窓口 (P. 11)
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (P. 12)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談 (P. 13)
- 新卒者内定取消等特別相談窓口 (P. 13)
- 傷病手当金 (P. 13)
- テレワークに関する相談窓口 (P. 14)



役所の手続きのこと

- 納税の猶予 (P. 17)
- 申告・納付等の期限の個別延長 (P. 17)
- 社会保険料等の猶予 (P. 18)
- 公共料金の支払期限の延長等 (P. 19)



そのほかの相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口 (P. 20)
- 神戸市くらし支援窓口 (P. 20)
- 消費者相談窓口 (P. 21)
- 人権相談窓口 (P. 21)
- DVに関する相談窓口 (P. 22)
- 児童虐待に関する相談窓口 (P. 22)



そのほかの情報

- 内閣官房ウェブサイト (P. 23)
- 兵庫県ウェブサイト (P. 23)



健康のこと

感染が疑われる場合の相談窓口

- ◆ 発熱等の症状が生じた方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等でご相談ください。お近くの診療可能な医療機関や受診方法をご案内します。
 - ※ 院内感染を防止するため、緊急の場合を除いて、連絡なく医療機関に直接受診することは控えてください。
かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は「発熱等受診・相談センター」にご相談ください。
 - ◆ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「発熱等受診・相談センター」等にご相談ください。
 - ◆ 小児については、小児科医による診察が望ましく、「発熱等受診・相談センター」やかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。
- ※ なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまでどおり、検査については医師が個別に判断します。

【兵庫県が設置している発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）】

名称	管轄市町	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス健康相談コールセンター		078-362-9980 FAX:078-362-9874	24時間 (土日祝含む)
芦屋健康福祉事務所	芦屋市	0797-32-0707	平日 9時～17時30分
宝塚健康福祉事務所	宝塚市、三田市	0797-62-7304	
伊丹健康福祉事務所	伊丹市、川西市、 猪名川町	072-783-4413	
加古川健康福祉事務所	加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	079-422-0002	
加東健康福祉事務所	西脇市、三木市、加西市、 小野市、加東市、多可町	0795-42-9436	
中播磨健康福祉事務所	神河町、市川町、福崎町	0790-22-1234	
龍野健康福祉事務所	たつの市、宍粟市、 太子町、佐用町	0791-63-5140	
赤穂健康福祉事務所	相生市、赤穂市、上郡町	0791-43-2321	
豊岡健康福祉事務所	豊岡市、香美町、 新温泉町	0796-26-3660	
朝来健康福祉事務所	養父市、朝来市	079-672-0555	
丹波健康福祉事務所	丹波市、丹波篠山市	0795-73-3765	
洲本健康福祉事務所	洲本市、淡路市、 南あわじ市	0799-26-2062	

【政令市・保健所設置市が設置している発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）】

名称	電話番号	受付時間
神戸市 (注)	078-322-6250	平日・土日祝 24時間 (多言語対応)
姫路市	079-289-0055	平日 9時～18時 土日祝 9時～17時
尼崎市	06-4869-3015	平日 9時～19時 土日祝 9時～17時
西宮市	0798-26-2240	平日 9時～19時 土日祝 9時～17時
明石市	078-918-5439	平日・土日祝 9時～18時

(注) 平日の8時45分から17時15分の間は、各区及び支所の保健センターでも相談を受け付けています。

新型コロナウイルスに関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間
厚生労働省 新型コロナウイルスコールセンター	0120-761770	平日・土日祝 9時～21時（注） （多言語対応）
兵庫県		
新型コロナウイルス専門相談窓口 （副反応等に係る専門的な相談、市町で対応困難な問い合わせへの対応等）	0570-006-733 078-361-1814(FAX)	平日・土日祝 9時～21時
兵庫県新型コロナウイルス小児接種専門相談ダイヤル （小児ワクチンの有効性や副反応等の情報提供） ※接種の可否や、医療機関の紹介、小児ワクチン以外の相談は対応していません。	0570-004-588 078-361-1814(FAX)	平日・土日祝 9時～17時30分
新型コロナウイルス多言語専門相談窓口	050-3174-4567 078-361-1814(FAX)	毎日 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は、9時～21時 タイ語は、9時～18時 ベトナム語は、10時～19時

- ◆ 各市町において、ワクチン接種に関するコールセンターが開設されています。兵庫県ホームページに住民接種に関する相談窓口をまとめた資料が掲載されています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/coronavaccine.html>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する特設サイト（首相官邸ホームページ）もご参照ください。ワクチンの効果や副反応、接種方法等についての説明が掲載されています。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>



お金のこと

生活福祉資金貸付制度

- ◆ 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
- ◆ 申込みは、お住まいの市区町社会福祉協議会で受け付けています。
- ◆ なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって休業になったり仕事が減ったことで収入が減少した世帯に、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費をお貸しする「緊急小口資金」の特例貸付、及びその収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間(3か月)の生活費をお貸しする「総合支援資金」の特例貸付についての申請は、**令和4年9月末日で終了しました**。
- ◆ 詳しくは、個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター(0120-46-1999、平日9時~17時)にお問い合わせください。
- ◆ 厚生労働省の生活支援特設ホームページもご参照ください。
<https://corona-support.mhlw.go.jp>

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ◆ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯、総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯に対して支給されます。
- ◆ 対象要件は、
 - ① 収入が i) ii) の合算額を超えないこと(月額)
 - i) 市町村民税均等割非課税額の1/12
 - ii) 生活保護の住宅扶助基準額
 - ② 預貯金が① i) の6倍以下であること(ただし100万円以下)
 - ③ 次のいずれかの要件をみたすこと
 - ・ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には生活保護の申請を行うこと

◆ 支給額（月額）

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円。住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給可能。

◆ 支給期間は令和3年7月以降の申請月から3か月（申請受付は令和4年12月末まで）

◆ 詳しくは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター（0120-46-8030、平日9時～17時）にお問い合わせください。

住居確保給付金

◆ 住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々に対し、一定期間（原則3か月）家賃相当額を自治体から家主に支給する制度です。支給額は自治体によって異なります（生活保護制度の住宅扶助額が上限）。

◆ 対象要件は、

- ① 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合
- ② 直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」という。）と、家賃（ただし、上限あり）の合計額を超えていないこと
- ③ 現在の世帯の預貯金合計額が各市町村で定める額（基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額）を超えていないこと
- ④ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（離職・廃業後2年以内である場合はハローワークに求職の申込みをしていることが必要）とされています。

◆ 延長は2回まで最大9か月間ですが、条件を満たす方は、3回目の延長申請（最長12か月間）ができます。

- ◆ 詳しくは、住居確保給付金相談コールセンター（0120-23-5572 平日 9 時～17 時）又は、市・町の社会福祉担当課や社会福祉協議会にお問い合わせください。

- ◆ 厚生労働省の生活支援特設ホームページもご参照ください。
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

- ◆ なお、兵庫県では、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅を失った方を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、県営住宅を提供しています。詳しくは、兵庫県まちづくり部公営住宅管理課（078-230-8470）にお問い合わせください。
また、県住宅供給公社賃貸住宅についても、入居要件が緩和されています。詳しくは、兵庫県住宅供給公社 公社住宅募集センター（078-232-9505）または同播磨・明舞管理事務所（078-912-4110）までお問い合わせください。



事業者・労働者の方へ

事業再構築補助金

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- ◆ 補助対象者は、日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等です。
- ◆ 詳細は、事業再構築補助金ホームページをご覧ください。
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

雇用調整助成金

【雇用調整助成金】

- ◆ 「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。
- ◆ 緊急対応期間中（令和2年4月1日から令和4年11月30日まで）に限り、助成率及び上限額の引き上げが行われています。
- ◆ 必要な書類をそろえ、事業所の所在地を管轄する労働局又はハローワークへの窓口申請、郵送による申請、オンラインによる申請が必要です。
申請様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
- ◆ 申請期限は支給対象期間の最終日の翌日から2か月以内です。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号	受付時間
雇用調整助成金コールセンター	0120-603-999	平日・土日祝9時～21時
ハローワーク助成金デスク (兵庫労働局職業安定部職業対策課)	078-221-5440	平日8時30分～17時15分

- ◆ 厚生労働省のウェブサイトもご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

小学校休業等対応助成金・支援金

- ◆ 令和3年8月1日から令和4年11月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

- ◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。次の相談窓口にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金（事業主向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

名称	電話番号	受付時間
小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター	0120-876-187	平日・土日祝 9時～21時

- ◆ 労働局の「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者からの相談内容に応じて、企業への働きかけ等を行っています。

また、事業主への相談を経ず、労働局に相談することも可能です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。次の相談窓口にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

名称	電話番号	受付時間
小学校休業等対応助成金に関する 特別相談窓口(兵庫) (令和5年2月28日まで)	078-367-0850	平日 8時30分～17時15分

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

- ◆ 兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮等に協力した事業者に対し、協力金を支給していましたが、受付は終了しました。

(参考) 過去の協力金の対象期間等

区分	期間	対象
第1期	令和3年1月12日～2月7日	時短要請分
第2期	2月8日～28日、3月1日～7日、 3月8日～31日	時短要請分
第3期	4月1日～24日	時短要請分
第4期	4月25日～5月31日	休業・時短要請分
第5期	6月1日～7月11日	休業・時短要請分
第6期	7月12日～8月1日	時短要請分
第7期	8月2日～19日	時短要請分
第8期	8月20日～9月30日	休業・時短要請分
第9期	10月1日～10月21日	時短要請分
第10期	令和4年1月27日～3月6日	時短要請分
第11期	令和4年3月7日～3月21日	時短要請分

- ◆ お問い合わせ先
兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター（078-361-2501 平日9時～17時）

資金繰り等に関する相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等による実質無利子・無担保の資金繰り支援等が行われています。資金繰り支援全般に関するお問い合わせは、中小企業金融相談窓口（0570-783183 平日・土日祝9時～19時）、実際の融資の相談・申込は、次の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号	受付時間	備考
日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	平日 9時～17時 (注1)	
	神戸支店	平日 9時～17時	国民生活事業は個人企業・小規模企業の方、中小企業事業は中小企業の方、農林水産事業は農林漁業者等の方が対象
	神戸東支店		
	姫路支店		
	尼崎支店		
	明石支店		
	豊岡支店		
商工組合中央金庫	0120-542-711	平日9時～17時	
	神戸支店	平日 9時～17時	既に融資のある方
	姫路支店		
	尼崎支店		
兵庫県産業労働部 産業振興局地域金融室	078-362-3321	平日 9時～17時30分	
兵庫県よろず支援拠点	078-977-9085	平日 9時～17時	
神戸 商工 会 議 所	中央支部	平日 9時～17時15分	県内の各商工会議所、商工会においても相談に対応しています。
	東神戸支部		
	西神戸支部		

(注) 1 創業間もない方、個人企業・小規模企業の方は、19時まで受付

2 兵庫県信用保証協会の各事務所・支所に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口が設置されています。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- ◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。
- ◆ 事業主の協力を得て書類を作成すれば、審査が早く進みますが、事業主に協力してもらえない場合でも、その旨を書類に書けば申請可能です。
- ◆ 労働保険に加入していない労働者も、本支援金・給付金の申請は可能です。
- ◆ 支給額は、
休業前の1日あたり平均賃金×80%×（各月の休業期間の日数－就労等した又は労働者の事情で休んだ日数）
 - ※ 1日あたり支給額には上限あり。
 - ※ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
 - ※ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
- ◆ 申請期限は次のとおりです。

休業期間	申請期限 (郵送の場合は必着)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日

- ◆ 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276、平日8時30分～20時、土日祝8時30分～17時15分）までお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談

- ◆ 兵庫県労働局では、労働問題（労働条件、安全衛生等）に関する特別相談窓口を開設しています。

<新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談>

名称	電話番号	受付時間
兵庫労働局総合労働相談コーナー	078-367-0850	平日 9時～17時

（注）各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口が設置されています。

<雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談>

名称	電話番号	受付時間
ハローワーク助成金デスク	078-221-5440	平日8時30分～17時15分

<働く妊婦の方に対する母性健康管理措置等に係る女性労働者や事業主からの相談>

名称	電話番号	受付時間
母性健康管理措置等に係る特別相談窓口	078-367-0820	平日8時30分～17時15分

新卒者内定取消等特別相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をめぐる新卒者の採用内定取消し等の状況を踏まえ、神戸新卒応援ハローワーク（078-361-1151 平日10時～19時）に、内定取消し・入職時期の繰下げにあわれた学生等のみなさまのための「新卒者内定取消等特別相談窓口」が設置されています。

傷病手当金

- ◆ 傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます（「自覚症状は無いが、検査の結果『新型コロナウイルス陽性』と判定を受け入院している方」や、「発熱などの自

覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる方」も、支給対象となります。) 。

- ◆ 次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。
 - ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
 - ※ 業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
 - ② 4日以上仕事を休んでいること
 - ※ 療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。
 - ※ 待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

- ◆ 支給期間は、支給を始めた日から最長1年6か月の間です。
 - ※ 1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

- ◆ 1日当たりの支給額は、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額です。
 - ※ 支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

- ◆ 詳しくは、ご加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。

なお、国民健康保険に加入されている方について、市町によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市町にお問い合わせください。

テレワークに関する相談窓口

- ◆ テレワーク相談センター（厚生労働省委託事業）では、企業の在宅勤務等テレワーク導入についての疑問・助成金申請手続に関する相談に応じています。

- ◆ 詳しくは、テレワーク相談センター（0120-861009 平日9時～17時）にお問い合わせください。

【受付終了】事業復活支援金

- ◆ 中小法人・個人事業者のための「事業復活支援金」の申請受付は終了いたしました。

事業復活支援金ホームページ

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お問合せ窓口

0120-789-140

平日・土日祝 8時30分～19時

【受付終了】中小法人・個人事業者のための月次支援金

- ◆ 中小法人・個人事業者のための月次支援金の申請受付は終了いたしました。

月次支援金ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

お問合せ窓口

0120-211-240（IP電話等からは024-572-5358）

平日・土日祝 8時30分～19時

【受付終了】兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金

- ◆ 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金の申請受付は終了しています。

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/tilyuusilyoukigilyoutuitizisiennkin.html>

【受付終了】飲食店等一時支援金

- ◆ 飲食店等一時支援金の申請受付は終了しています。

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ichijishienkin-insyoku.html>

お問合せ窓口

078-361-2501 平日 9時～17時

(兵庫県休業・時短協力金コールセンターと同じです。)

【受付終了】酒類販売事業者支援金

- ◆ 酒類販売事業者支援金の申請受付は終了しています。

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/getsujiboshu202110.html>



役所の手続きのこと

納税の猶予

【国税】

令和2年4月30日の新型コロナ税特法の成立・施行により創設された「納税の猶予の特例（特例猶予）」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了いたしました。ただし、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、申請方法等については、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

【地方税】

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度を受けられる場合があります。申請に当たっては、納期限等をご確認のうえ、県税事務所・市町税務担当窓口へご相談ください。

(1) 財産に相当な損失が生じた場合

例) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した

(2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

例) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した

(3) 事業を廃止し、又は休止した場合

例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置により、やむを得ず休廃業をした

(4) 事業に著しい損失を受けた場合

例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により利益が減少し、著しい損失を受けた

申告・納付等の期限の個別延長

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務

署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとなります。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の期限延長が認められます。

◆ なお、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

◆ 詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm>

社会保険料等の猶予

【厚生年金保険料等】

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による厚生年金保険料等の納付猶予特例制度（※）が終了後、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合、他の猶予制度を受けられることがありますので、管轄の年金事務所へご相談ください。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

【国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）】

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。

◆ 国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方については、国民年金保険料免除が全部・一部の免除や猶予される可能性があります（特例）。

- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 国民健康保険料（税）について
お住まいの市町の国民健康保険担当課（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
 - ・ 国民年金保険料について
お住まいの市町の国民年金担当課又は年金事務所
 - ・ 後期高齢者医療制度の保険料について
お住まいの市町の後期高齢者医療担当課
 - ・ 介護保険料について
お住まいの市町の介護保険担当課

公共料金の支払期限の延長等

- ◆ 関西電力（株）及び大阪ガス（株）では、特定の期間に係る電気料金及びガス料金について、支払期日を最大5か月延長する特別措置を実施しています。

- ◆ 詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。

名称	特別措置の適用対象	申出窓口
関西 電力	新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けている又は受けようとされており、一時的に電気料金又はガス料金の支払いが困難であると関西電力に特別措置適用の申出をされた方、又は、関西電力に特別措置適用の申出をされ、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金又はガス料金の支払いが困難であると関西電力が判断した方	電気料金 0800-777-8810 ガス料金 0800-777-7109 (受付時間： 平日 9時～18時)
大阪 ガス	以下のいずれかの条件を満たし、特別措置適用の申出をした方 ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の貸付がなされている方 ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金又は電気料金の支払が困難であると大阪ガスが判断する方 ③ 大阪ガスにお申し出をされた方	0120-078-071 (受付時間： 月～土 9時～19時 日・祝日 9時～17時)

- ◆ NHKでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受信料の支払に関する相談窓口を開設しています。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	担当地域	電話番号
神戸放送局 (経営管理企画センター)	兵庫県全域	(078)252-5050



そのほかの相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

名称	電話番号	受付時間
厚生労働省	0120-565-653	平日・土日祝 9時～21時
兵庫県	078-362-9980	平日・土日祝 24時間

神戸市くらし支援窓口

- ◆ 神戸市では「くらし支援窓口」を開設し、専任の相談員が、様々な理由で経済的に困りの状況についてお聞きし、一緒に考え、解決に向けて寄り添った支援を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
東灘区	078-841-4131 (代)	平日9時～17時30分
灘区	078-843-7001 (代)	
中央区	078-335-7511 (代)	
兵庫区	078-511-2111 (代)	
北区	078-593-1111 (代)	
北神区	078-981-5377 (代)	
長田区	078-579-2311 (代)	
須磨区	078-731-4341 (代)	
北須磨支所	078-793-1806	
垂水区	078-708-5151 (代)	
西区	078-940-9501 (代)	

(注) 電話の際は「くらし支援窓口」と伝えてください。

消費者相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症を口実とした悪質な相談事例が全国の消費生活センター等に寄せられています。不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費生活センター等にご相談ください。

名称	電話番号	受付時間
兵庫県立消費生活総合センター	078-303-0999	平日 9時～16時30分
兵庫県但馬消費生活センター	0796-23-0999	
国民生活センター 休日相談	消費者ホットライン「188」	土日祝 10時～16時
新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン	0120-797-188	平日・土日祝 10時～16時

(注) 市町の消費生活センター等でも相談を受け付けています。電話番号等が分からない場合は、消費者ホットライン「188」に電話をかけると、最寄りの消費生活センター等につながります（消費生活センター等によって、受付時間が異なります。）。

人権相談窓口

- ◆ 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	平日 8時30分～17時15分
子どもの人権110番	0120-007-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
外国語人権相談ダイヤル Human Rights Counseling for Foreign nationals	0570-090-911	平日 9時～17時 対応言語：英語、中国語、韓国語、 フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、 ネパール語、スペイン語、 インドネシア語、タイ語

- ◆ インターネットでも相談を受け付けています。
<https://www.jinken.go.jp/>

外国語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）の場合は、

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

D Vに関する相談窓口

- ◆ 内閣府では「DV相談+（プラス）」を実施しています。
配偶者やパートナーからのDVの悩みについては、0120-279-889（24時間受付）のほか、「DV相談+（プラス）」ホームページからチャット相談（12時～22時）、メール相談（24時間受付）で対応（チャット相談及びメール相談は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語に対応）しています。
「DV相談+（プラス）」ホームページ：<https://soudanplus.jp>
- ◆ 兵庫県では、次のとおり相談を受け付けています。
 - ・ 兵庫県女性家庭センター（兵庫県配偶者暴力相談支援センター）
（078-732-7700 平日・土日祝 9時～21時）
 - ・ 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン
 - > 女性のためのなやみ相談
（078-360-8551 平日・土 9時30分～12時、13時～16時30分）
 - > 男性のための相談
（078-360-8553 毎月第1・第3火 17時～19時）
- ◆ 兵庫県警本部では、ストーカー・DV相談を受け付けております。
（078-371-7830 毎日24時間）
警察署、市町DV相談窓口等でも相談できます。
- ◆ 「DV相談ナビ」（#8008）でも相談を受け付けています。最寄りの相談機関につながります。

児童虐待に関する相談窓口

- ◆ 虐待かと思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（24時間受付。通話料無料）にお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。



その他の情報

内閣官房ウェブサイト

- ◆ 内閣官房のウェブサイトには、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策が掲載されています。
- ◆ 詳しくは、以下のURLからご確認ください。
<https://corona.go.jp>

兵庫県ウェブサイト

- ◆ 兵庫県のウェブサイトには、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策が掲載されています。
- ◆ 詳しくは、以下のURLからご確認ください。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp>
- ◆ なお、市町のウェブサイトにも新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策が掲載されていますので、ご確認ください。